

環境大気中ダイオキシン類調査及び  
有害大気汚染物質等調査業務委託

仕様書

令和 8 年 2 月

岡山市環境局環境部環境保全課

## 目 次

1. 委託業務の概要 .....	3
1.1 委託業務の目的及び概要 .....	3
1.2 委託業務範囲 .....	3
2. 委託業務の基本事項 .....	4
2.1 適用範囲 .....	4
2.2 委託期間 .....	4
2.3 担当課 .....	4
2.4 協議 .....	4
2.5 法令・条例等の適用 .....	4
2.6 品質管理・保証等 .....	5
2.7 再委託の禁止 .....	5
2.8 秘密の保持 .....	5
2.9 セキュリティ対策 .....	5
2.10 契約時等に提出する書類 .....	6
2.11 業務責任者 .....	6
2.12 損害の賠償 .....	6
2.13 貸与資料 .....	6
2.14 現場管理 .....	7
2.15 災害防止等 .....	7
2.16 作業経過の報告 .....	7
2.17 第三者の権利・利益の対象となるものの利用等 .....	7
2.18 その他 .....	7
3. 業務詳細（有害大気） .....	9
3.1 試料採取 .....	9
3.2 調査項目及び検体数 .....	9
3.3 二重測定・トラベルプランク .....	9
3.4 試料採取方法、測定分析方法等 .....	9
3.5 分析精度の管理 .....	9
3.6 調査結果の報告等 .....	10

4. 業務詳細 (DXNs) .....	14
4.1 試料採取 .....	14
4.2 調査項目及び検体数 .....	14
4.3 二重測定 .....	14
4.4 試料採取方法、測定分析方法等 .....	14
4.5 調査結果の報告等 .....	15
5. 成果品 .....	17
5.1 成果品の帰属・著作権等 .....	17
5.2 成果品の契約不適合責任 .....	17
5.3 成果品の納入方法 .....	17

## 1. 委託業務の概要

### 1.1 委託業務の目的及び概要

大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号。以下「事務処理基準」という。）に基づく有害大気汚染物質等による大気汚染の状況の調査及びダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 26 条第 1 項に基づく大気のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視を実施するものである。

### 1.2 委託業務範囲

本委託業務の業務範囲は次のとおりとする。

- (1) 有害大気汚染物質等（以下「有害大気」という。）の調査
- (2) 大気のダイオキシン類（以下単に「DXNs」という。）による汚染の状況の常時監視
- (3) その他関連業務

## 2. 委託業務の基本事項

### 2.1 適用範囲

本仕様書は、岡山市（以下「委託者」という。）が受託者に委託する本委託業務に適用する。なお、本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、委託者と協議の上、受託者の責任において信義に従い誠実に履行すること。

### 2.2 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 2.3 担当課

本委託業務における委託者の担当課は、環境局環境部環境保全課とする。

所在地 岡山市北区大供一丁目 2 番 3 号（岡山市役所分庁舎 6 階）  
電話 086-803-1280（大気騒音係）  
E-mail kankyouhozen@city.okayama.jp

### 2.4 協議

- (1) 本委託業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は各々の業務について委託者と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議の上、委託者の指示に従い業務を履行すること。
- (2) 委託者が必要と認めたときは、作業の変更又は中止を指示することがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は両者の協議により定めるものとする。なお、変更による必要な工期は別に定めるものとする。
- (3) 委託者は、業務責任者、主任技術者その他の従事者（業務の一部を委任された者、業務の一部を下請けする者を含む。）について、業務の履行又は管理に関して著しく不適当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとることを請求することができるものとする。

### 2.5 法令・条例等の適用

受託者は、本委託業務の履行にあたり、関係する法令、条例等を遵守すること。

- (1) 岡山市契約規則（平成元年市規則第 63 号）
- (2) 岡山市情報セキュリティポリシー
- (3) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- (4) ダイオキシン類対策特別措置法

- (5) 岡山市財産条例（昭和 39 年市条例第 27 号）
- (6) 岡山市公有財産取扱規則（昭和 39 年市規則第 21 号）
- (7) 岡山市立学校管理規則（昭和 38 年市教育委員会規則第 6 号）
- (8) 岡山市立学校施設の使用に関する規則（平成 13 年市教育委員会規則第 3 号）
- (9) その他関係法令、条例、要綱等

## 2.6 品質管理・保証等

受託者は、本委託業務の履行にあたり、適切な品質管理の実施及び品質の保証を行うとともに、必要な企画立案能力、技術的能力の向上に努めること。

## 2.7 再委託の禁止

受託者は、本委託業務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならない。

ただし、試料採取を除く本委託業務の一部を第三者に委託するため、「[2.10 契約時等に提出する書類\(4\) 下請負通知書](#)」を委託者に提出した場合は、この限りではない。

## 2.8 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を本委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らさないこと。

## 2.9 セキュリティ対策

受託者は、本委託業務で利用する情報システム等について、次に掲げるセキュリティ対策を講ずること。

- (1) アクセス制御、不正アクセスに対する防御及び監視等により、サイバー攻撃対策、情報流出対策、改ざん防止対策等のセキュリティ対策を講ずること。
- (2) 技術的脆弱性に関する情報（OS、その他ソフトウェアのパッチ発行情報等）を定期的に収集し、隨時パッチ等を適用し、脆弱性対策を講ずること。
- (3) コンピューターウィルス・マルウェア等、悪意のあるプログラムの侵入を防止するため、信頼性の高いウイルス対策ソフトを導入し、かつ、最新のバージョンのパターンファイルを適用する等により、適切に履行すること。
- (4) 本委託業務で取り扱う情報を電子データとして送受信する場合は、必要に応じて、専用回線等の利用、通信の暗号化、データの暗号化、ID・パスワード設定等の情報流出対策を適切に講ずること。
- (5) SSL（Secure Sockets Layer）/TLS（Transport Layer Security）を利用して通信データを暗号化し、第三者によるデータの盗聴や改ざん等を防ぐこと。
- (6) 本委託業務で取り扱う情報は、適切に保管・管理を行うこと。また、電子データについては、適宜冗長化を施し、消失等防止措置を講ずること。

- (7) 受託者が適切な対応を怠り、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復その他賠償について誠実に対応すること。
- (8) 受託者は委託者から情報セキュリティに関する立入りの監査・調査を求められた場合は、受け入れること。

## 2.10 契約時等に提出する書類

受託者は、本委託業務の履行にあたり、次の書類を作成すること。また、(4)にあっては委託者の承諾を得ること。なお、契約に関する書類は別とし、書類作成に係る費用は全て受託者の負担とする。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 委託作業表
- (3) 業務責任者届
- (4) 下請負通知書（本委託業務の一部を再委託する場合に限る。）
- (5) 実施体制図
- (6) 環境計量士（濃度関係）登録証写し
- (7) 委託業務完了通知書

## 2.11 業務責任者

本委託業務を遂行する業務責任者は、次に掲げる要件を全て満たす者であることとし、受託者は、委託者の承諾を得ず変更してはならない。

- (1) 官公庁・自治体からの有害大気による大気汚染の状況の調査及び DXNs による汚染の状況の常時監視に従事した経験をそれぞれ通算で 1 年以上有していること。
- (2) 業務責任者として、業務従事者の指揮監督等を適切に行った実務経験を通算で 1 年以上有していること。
- (3) 本委託業務で必要となるコミュニケーション能力、マナー、一般常識を有していること。
- (4) 本委託業務履行に関して発生したクレーム・問い合わせ等に対し、迅速かつ丁寧な対応が可能であること。

## 2.12 損害の賠償

本委託業務の履行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、委託者の責めに帰する場合を除き、全て受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は費用負担を含む一切の責任を負わない。

## 2.13 貸与資料

- (1) 受託者が本委託業務を履行する上で必要となる資料のうち委託者が提供することが可

能な資料（以下「貸与資料」という。）は、委託者が受託者に貸与するものとする。なお、貸与は業務責任者が受けるものとする。

- (2) 貸与資料は、その重要性を認識し、取扱い及び保管を慎重に行うこと。
- (3) 貸与資料（電子データ及び電子媒体を除く。）は、作業終了後若しくは契約を解除されたとき又は本委託業務履行上不要になった場合、委託者に返却すること。
- (4) 貸与資料の複製物は適切に廃棄するなど、委託者の指示に従った処置を行うこと。

## 2.14 現場管理

- (1) 業務責任者は、原則本委託業務履行の場所に常駐し、工程及び現場管理を適切に行うこと。
- (2) 本委託業務履行完了後は、後片付け及び清掃を行うこと。
- (3) 現場管理上の事故については、全て受託者の責任とする。

## 2.15 災害防止等

本委託業務履行にあたっては、本委託業務に従事する者の安全災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の保安法令に違反することのないよう、特に留意して履行すること。

## 2.16 作業経過の報告

本委託業務の履行期間中において、受託者は委託者と緊密な連絡に努め作業を遂行すること。また、委託者は必要に応じて本委託業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができるものとする。

## 2.17 第三者の権利・利益の対象となるものの利用等

- (1) 本委託業務を実施するにあたり、第三者ソフトの利用が必要となる場合は、受託者の負担により委託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずること。
- (2) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者的権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとしている第三者的権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

## 2.18 その他

- (1) 本委託業務は、次のマニュアル等に基づき履行すること。なお、当該マニュアル等の更新があった場合は、更新後のマニュアル等に基づき行うこと。
  - ア 有害大気汚染物質等測定方法マニュアル（令和6年3月28日改訂 環境省水・大気

環境局大気環境課) (以下「有害大気マニュアル」という。)

- イ ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル(令和4年3月 環境省水・大気環境局) (以下「DXNsマニュアル」という。)
  - ウ ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針(平成22年3月31日改訂 環境省)
  - エ ダイオキシン類の環境測定を外部に委託する場合の信頼性の確保に関する指針(平成22年3月31日改訂 環境省)
  - オ 環境大気常時監視マニュアル第6版(平成22年3月 環境省水・大気環境局)
  - カ その他本委託業務履行にあたって必要なマニュアル
- (2) 受託者は、(1)に記載のない事項で、本委託業務の履行にあたって疑義が生じた場合は、事前に委託者に連絡し、委託者の指示に従い業務を履行すること。
- (3) 受託者は、作業の工程において確認事項がある場合、書面により委託者に提出し確認を行ふことができるものとする。
- (4) 受託者は、本委託業務の履行中に事故等の不測の事態が発生した場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因、事故の経過、事故による被害の内容その他必要事項について、直ちに委託者に報告すること。
- (5) 受託者は、本委託業務が自治体からの委託を受けた業務であることを認識し、委託者の信頼を失墜させることのないよう誠実に履行すること。
- (6) 受託者は、委託者からの変更要望または委託者の承諾がない限り、業務責任者を変更してはならない。

### 3. 業務詳細（有害大気）

#### 3.1 試料採取

- (1) 表 1 の期間に本仕様書に基づき試料採取を行うこと。試料採取地点は、岡山市立南輝小学校（岡山市南区南輝三丁目 6-9。以下「南輝」という。）及び岡山市立陵南小学校（岡山市北区東花尻 241-1。以下「陵南」という。）とする。なお、試料採取は各地点の屋上とし、屋上へは階段を利用すること。
- (2) 試料採取の全日程は、全て受託者が決定することとし、4 月の試料採取 2 週間前までに全日程を委託者に報告し、了承を得ること（測定地点の都合によっては試料採取が不可能な日時があるため、可能な限り早急に報告すること。なお、「[4. 業務詳細（DXNs）](#)」の測定と同じ日程でも構わない。）。
- (3) 試料採取は、全地点同一期間（調査開始日が同一日）に、24 時間連続で行うものとする。
- (4) 測定に必要な電源は、受託者が手配すること。
- (5) 試料採取は雨天決行とする。
- (6) (5) を除き、試料採取前又は試料採取中に天災、停電その他の不測の事態が発生し、試料採取を中止せざるを得ない場合は、受託者は委託者と協議し、委託者の指示に従い、別日に試料採取を行うこと。
- (7) 南輝及び陵南への立入りにあたっては、事前に施設管理責任者（小学校にあっては教頭をいう。以下同じ。）に了承を得たうえで立ち入ることとし、児童その他施設利用者の安全に配慮すること。

#### 3.2 調査項目及び検体数

調査項目及び検体数は、表 2 のとおりとする。

#### 3.3 二重測定・トラベルプランク

- (1) 測定地点ごとに表 1 のとおり年 2 回二重測定を実施すること。
- (2) 測定地点ごとに表 1 のとおり隔月（年 6 回）トラベルプランク試験を実施すること。

#### 3.4 試料採取方法、測定分析方法等

有害大気マニュアルに準拠し、試料採取、測定分析等を行うこと。

#### 3.5 分析精度の管理

有害大気マニュアルに準拠して分析精度の管理を行うこと。なお、各調査項目の目標定量下限値は、表 3 のとおりとする。

### 3.6 調査結果の報告等

- (1) 受託者は、調査結果を令和9年3月19日（金）までに、書面及び電子データで委託者に報告すること。
- (2) (1) の他に、委託者が報告を求めた場合又は測定時の周辺状況などから受託者が報告の必要があると判断した場合、受託者は電子データで委託者に報告すること。
- (3) (1) 及び(2) の報告は、次に掲げる内容を含めること。
  - ア 濃度計量証明書
  - イ 調査結果一覧表（別紙「有害大気汚染物質等調査結果一覧表」参照）
  - ウ 試料採取方法及び測定分析方法
  - エ 調査地点位置図
  - オ 調査記録表
  - カ 調査項目別の調査結果等  
調査結果の月毎の推移グラフ、分析結果の濃度表示、試料採取操作記録、精度管理等を整理すること
  - キ 調査結果の評価及び考察事項
  - ク 試料採取状況写真  
各調査地点の試料採取状況について撮影すること  
撮影に際しては委託用塗板等にて表示すること
- (4) 受託者は、委託者が提供する昨年度の同業務の結果及び環境省が指定する報告様式を基に、委託者が指定する期日までに環境省への報告資料を作成し、委託者に提出すること。環境省からの依頼により報告資料の作成時期や期限は変更する可能性があるため、受託者は特に留意すること。
- (5) 「2.2 委託期間」中に(4) の環境省への報告資料に修正が生じた場合、受託者は、委託者の指示に従い修正し、委託者が指定する期日までに、委託者に提出すること。
- (6) (4) 及び(5) は電子データで提出すること。
- (7) 必要となる情報は、受託者が収集することとし、委託者は一切費用を負担しない。ただし、委託者が保有する昨年度の同業務の結果並びに試料採取地点の風向、風速及び温度に関する情報（温度については、南輝に限る。）は、委託者が受託者に電子データで提供する。

表1 有害大気測定

年月	通常測定		二重測定		トラベルプランク	
	南輝	陵南	南輝	陵南	南輝	陵南
4月	○	○			○	
5月	○	○		○		○
6月	○	○			○	
7月	○	○				○
8月	○	○	○		○	
9月	○	○				○
10月	○	○			○	
11月	○	○		○		○
12月	○	○			○	
1月	○	○				○
2月	○	○	○		○	
3月	○	○				○

○：測定実施

表2 調査項目及び検体数

調査項目	区分	通常測定		二重測定		トラベルプランク		計
		南輝	陵南	南輝	陵南	南輝	陵南	
VOCs (ベンゼン及び塩素系炭化水素類)	アクリロニトリル	12	12	2	2	6	6	40
	塩化ビニルモノマー	12	12	2	2	6	6	40
	塩化メチル	12	12	2	2	6	6	40
	クロロホルム	12	12	2	2	6	6	40
	1,2-ジクロロエタン	12	12	2	2	6	6	40
	ジクロロメタン	12	12	2	2	6	6	40
	テトラクロロエチレン	12	12	2	2	6	6	40
	トリクロロエチレン	12	12	2	2	6	6	40
	トルエン	12	12	2	2	6	6	40
	1,3-ブタジエン	12	12	2	2	6	6	40
	ベンゼン	12	12	2	2	6	6	40
アルデヒド類	アセトアルデヒド	12	12	2	2	6	6	40
	ホルムアルデヒド	12	12	2	2	6	6	40
重金属類	クロム及び三価クロム化合物	12	12	2	2	6	6	40
	六価クロム化合物	12	12	2	2	6	6	40
	ニッケル化合物	12	12	2	2	6	6	40
	ヒ素及びその化合物	12	12	2	2	6	6	40
	ベリリウム及びその化合物	12	12	2	2	6	6	40
	マンガン及びその化合物	12	12	2	2	6	6	40
その他	水銀及びその化合物	12	12	2	2	6	6	40
	酸化エチレン	12	12	2	2	6	6	40
	ベンゾ[a]ピレン	12	12	2	2	6	6	40
(注) 表内の数値は検体数を示す。							合計	880

表3 分析精度

調査項目		目標定量下限値 ( $\mu\text{ g}/\text{m}^3$ )		基準値等 ( $\mu\text{ g}/\text{m}^3$ )
VOCs (ベンゼン及び塩素系炭化水素類)	アクリロニトリル	※1	0.2	2
	塩化ビニルモノマー	※1	1	10
	塩化メチル	※5	0.1	94
	クロロホルム	※1	1.8	18
	1,2-ジクロロエタン	※1	0.16	1.6
	ジクロロメタン	※1	15	150
	テトラクロロエチレン	※1	20	200
	トリクロロエチレン	※1	13	130
	トルエン	※5	0.1	-
	1,3-ブタジエン	※1	0.25	2.5
アルデヒド類	アセトアルデヒド	※2	0.5	120
	ホルムアルデヒド	※2	0.08	0.8
重金属類	クロム及び三価クロム化合物	※6	-	-
	六価クロム化合物	※3	0.000025	0.0008
	ニッケル化合物	※1	0.0025	0.025
	ヒ素及びその化合物	※1	0.0006	0.006
	ベリリウム及びその化合物	※2	0.0004	0.004
	マンガン及びその化合物	※3	0.015	0.14
	水銀及びその化合物	※1	0.004	0.04
その他	酸化エチレン	※4	0.01	-
	ベンゾ[a]ピレン	※3	0.000011	0.00011

※1 環境基準又は指針値の 1/10

※2 米国環境保護庁が設定したユニットリスクに基づく  $10^{-5}$  リスクレベル換算値の 1/10

※3 WHO 欧州事務局ガイドライン値の 1/10

※4 基準値等が定められていないため、検証試験の結果をもとに示した濃度

※5 有害大気マニュアルをもとにした濃度

※6 測定結果が実測値ではなく算出値であるため、設定しない

(クロム及びその化合物 (全クロム) 実測値 - 六価クロム化合物実測値)。

## 4. 業務詳細 (DXNs)

### 4.1 試料採取

- (1) 表4 の期間に本仕様書に基づき試料採取を行うこと。試料採取地点は、南輝、陵南及び岡山市東区役所瀬戸支所（岡山市東区瀬戸町瀬戸 45。以下「瀬戸」という。）とする。なお、試料採取は各地点の屋上とし、屋上へは階段を利用すること。
- (2) 試料採取の全日程は、全て受託者が決定することとし、委託者に報告して了承を得ること（測定地点の都合によっては試料採取が不可能な日時があるため、可能な限り早急に報告すること。「3. 業務詳細（有害大気）」の測定と同じ日程でも構わない。）。
- (3) 試料採取に必要な電力等は、原則として委託者が支給するが、使用に際しては受託者が事前に委託者に申し出、委託者の指示により使用すること。
- (4) 試料採取は、全地点同一期間（調査開始日が同一日）に、7日間（168時間）連續で行うものとする。
- (5) 試料採取は雨天決行とする。
- (6) (5) を除き、試料採取前又は試料採取中に天災、停電その他の不測の事態が発生し、試料採取を中止せざるを得ない場合は、受託者は委託者と協議し、委託者の指示に従い、別日に試料採取を行うこと。
- (7) 南輝、陵南及び瀬戸への立入りにあたっては、事前に施設管理責任者（瀬戸にあっては総務民生課）に了承を得たうえで立ち入ることとし、児童その他各施設の利用者の安全に配慮すること。

### 4.2 調査項目及び検体数

調査項目及び検体数は、表4 のとおりとする。

### 4.3 二重測定

表4 の期間に1回二重測定を行うこと。また、二重測定の結果は、主測定と別で報告し、平均値を報告しないこと。

### 4.4 試料採取方法、測定分析方法等

- (1) DXNs マニュアルに準拠して試料採取、測定分析等を行うこと。
- (2) 試料採取期間中は、休日（岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に定める休日をいう。）その他試料採取地点に立ち入れない日を除き、1日に1回以上各試料採取地点の点検（機器の稼働状況等）を行い、及び各試料採取地点の周辺状況を記録すること。
- (3) (2) により試料採取に異常を発見した場合、受託者は速やかに適切な措置をとり、委託

者に対応状況等を報告すること。

#### 4.5 調査結果の報告等

- (1) 受託者は、調査結果を令和9年3月19日（金）までに、書面及び電子データで委託者に報告すること。
- (2) (1) の他に、委託者が報告を求めた場合又は測定時の周辺状況などから受託者が報告の必要があると判断した場合、受託者は電子データで委託者に報告すること。
- (3) (1) 及び(2) の報告は、次に掲げる内容を含めること。
  - ア 濃度計量証明書
  - イ 調査結果一覧表
    - 調査結果の各期の推移及び経年変化のグラフ、分析結果の濃度表示等を整理すること
  - ウ 試料採取方法及び測定分析方法（精度管理等を含む。）
  - エ 調査地点位置図
  - オ 調査記録表
  - カ 試料採取状況写真
    - 各調査地点の試料採取状況について撮影すること。
    - 撮影に際しては委託用塗板等にて表示すること。
  - キ 調査結果の評価及び考察事項
  - ク ガスクロマトグラフ質量分析チャート（委託者から提出の指示があった場合のみ）
- (4) 受託者は、委託者が提供する昨年度の同業務の結果及び環境省が指定する報告様式を基に、委託者が指定する期日までに環境省への報告資料を作成し、委託者に提出すること。環境省からの依頼により報告資料の作成時期や期限は変更する可能性があるため、受託者は特に留意すること。
- (5) 「2.2 委託期間」中に(4) の環境省への報告資料に修正が生じた場合、受託者は、委託者の指示に従い修正し、委託者が指定する期日までに、委託者に提出すること。
- (6) (4) 及び(5) は電子データで提出すること。
- (7) 必要となる情報は、受託者が収集することとし、委託者は一切費用を負担しない。ただし、委託者が保有する昨年度の同業務の結果並びに試料採取地点の風向、風速及び温度に関する情報（温度については、南輝に限る。）は、委託者が受託者に電子データで提供する。

表4 DXNs測定

季節	通常測定			二重測定
	南輝	陵南	瀬戸	
春期	1	1	1	1
夏期	1	1	1	
秋期	1	1	1	
冬期	1	1	1	

(注) 表内の数値は検体数を示す。

## 5. 成果品

### 5.1 成果品の帰属・著作権等

成果品の帰属、著作権等については、別に定める場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいい、第 27 条、第 28 条に定める権利を含む。）を当該委託の目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、委託者並びに委託者から正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
- (3) 受託者は、委託の目的物が、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益を侵害するものでないことを保証する。
- (4) 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

### 5.2 成果品の契約不適合責任

全ての成果品について、納品の後、委託期間中に受託者の責による不備が発見された場合は、委託者の指示に従い必要な処理（関連する項目の再検査及び不良箇所の修正）を受託者の負担において行うこと。

### 5.3 成果品の納入方法

成果品の納入方法は、次のとおりとする。

- (1) 期限・規格・数量等
  - ア 成果品の提出期限は、「[3.6 調査結果の報告等](#)」及び「[4.5 調査結果の報告等](#)」のとおりとする。
  - イ 提出する成果品は、原則として日本産業規格 A 列 4 番（一部 A 列 3 番可）にて作成すること。なお、提出部数は特に指定がなければ 1 部とする。
  - ウ 成果品を電子データで提出する場合、特に指定がなければ Microsoft 365 で利用可能な保存形式 (\*.xlsx) とすること。
  - エ 成果品の受渡しは、「[2.3 担当課](#)」に示す委託者担当課執務室とする。なお、受渡しに係る全ての費用（紙代、印刷費、電子媒体費、郵送費等）は受託者が負担するものと

する。

(2) ウイルスチェック

- ア データ納品する場合、電子媒体については、全て最新のパターンファイルを適用したウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。
- イ 納品する電子媒体がウイルスに感染していることにより、委託者または第三者が損害を受けた場合は、受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復その他の賠償について対応すること。